

令和7年度赤い羽根募金（令和8年度助成）

助成申請手続について

赤い羽根募金助成申請書の提出にあたっては、次の事項にご留意下さい。

1. 助成申請書・申請事業に関する事業計画書

助成申請書は、2部作成し1部を貴施設保管のうえ、1部を本会へ送付して下さい。

また、（別紙1）の申請事業に関する事業計画申請書を申請書に添付して下さい。

（助成申請書等は、メール添付でお送りすることもできますので、ご連絡下さい。）

2. 申請理由は、現状・必要性・緊急性を詳しく、特に資金計画を具体的に記入して下さい。

3. 添付する見積書には、明細の中に消費税額を明記するように依頼して下さい。

なお、消費税額が明記されていない場合は、消費税を含まない金額を事業費総額とさせていただきます（助成金算定の際の事業費総額は、消費税を含めた金額としています）。

4. 申請金額は、万円単位で端数は自己資金として下さい。

5. 工事の申請の場合は、平面図に申請する工事箇所を赤斜線等で明示して下さい。

6. 申請事業に係る現状の写真を数枚添付して下さい。なお、備品整備等で更新の場合、現状の備品の写真を添付していただきます。

7. 設備、備品等の申請は、カタログを添付して下さい（カタログのコピーでも構いません）。

8. 申請対象より除くもの

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 既に購入、または完成している工事費等の返済金② 事業費総額が10万円に満たないもの③ 国等の補助金、法人資金等で対応可能なもの④ 事務用品、事務用機器（パソコン、コピー機等）⑤ 介護保険事業に係わるもの⑥ 申請後、<u>助成決定となる前に購入または工事着工したもの</u>⑦ その他、本会配分要綱により除くもの |
|---|

また、申請に際しては、次の事項にご留意下さい。

- (1) 少額な備品の整備等、法人の自己資金で整備可能なものは申請をご遠慮下さい。
- (2) 赤い羽根募金の助成や民間助成金等を受けた後、連年での助成申請（地域福祉事業費を除く。）は、原則認められませんので念のため申し添えます。

9. 助成決定の時期

令和7年3月に本会配分委員会を開催し個々にわたる審査を行い、その後、理事会・評議員会の決議を経て助成の可否が決定します。

また、赤い羽根募金の助成対象として審査する場合の助成決定金額は、当該事業費総額の4分の3以内を原則とし、上限100万円を目途としております。

ただ、ここ数年は、助成財源の不足から事業費総額の60%を目途に決定する場合がありますので、申請を出される場合は、資金計画等十分検討のうえご提出下さい。

10. 施設整備・車両整備等については、介護保険事業に係る申請については、対象外といたします。

11. 申請書の添付書類

申請書の提出にあたっては、下記の書類を添付して下さい。

- (1) 赤い羽根募金助成申請書
- (2) 添付書類

① 見積書の写

※ 見積明細の中に、消費税額を明記のこと。また、見積書の原本は、法人（社協）で保管すること。

② 図面（補修等工事関係の場合で、工事箇所を斜線等で明記のこと）

③ 申請事業に係る現状の写真数枚（備品等整備で現有物の更新の場合は、現状の写真を添付）

④ カタログ（備品等整備の場合）

なお、カタログについては、整備予定の物品等が掲載されている部分をお送り下さい。

12. 建物補修等の整備事業関係については、財産所有（賃借物件等）の関係で申請対象外とさせていただくことがあり、また行政の財産となる社会福祉センター等の設備整備については、内容によっては申請対象といたしますので、併せて本会へご相談下さい。

13. 市町社協に対する「赤い羽根号」の助成については、後日、あらためて申請書の受付を行いますので、念のため申し添えます（今回は、申請書の提出の必要はありません）。

14. 現地調査の実施

本会では、助成申請の事業内容の確認と実態を把握するため、現地調査を行います。調査の実施については、事前に本会より日程の調整をさせていただきますが、本会業務の都合上、現地調査の時期は、前半（6月）と後半（翌年2月）の2回を予定しており、いずれかでお伺いすることとなります。

なお、調査により既に申請事業の着工及び備品等購入（契約）が実施されている場合は、申請がなかったものとなります。（事前着工・購入不可）

なお、前年度見送りのため連年で申請をいただいた場合、その申請事業内容が同一の場合は、現地調査は省略し電話による聞き取りとさせていただきますのでご了承下さい。

長崎県共同募金会 担当：甲能、田浦
Tel 095-846-8682 Fax 095-846-8565